

北海道指定有害動植物等総合防除計画素案の概要について

令和 5 年（2023 年）9 月
北海道農政部**1 計画の趣旨**

- 近年、温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加に伴う、有害動植物の侵入まん延リスクの増加や薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、病虫害発生予防を含めた防除の推進が課題。
- このため国では、植物防疫法を改正し（令和 4 年 5 月に公布、令和 5 年 4 月 1 日施行）、令和 4 年 11 月に農林水産大臣が「指定有害動植物の総合防除を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めたところ。
- 都道府県知事は、国の基本指針に則して、かつ、地域の実情に応じて、「指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画」を定めるものとされた。
- 道では、国の基本指針や、道がこれまで策定してきた「北海道農作物病虫害・雑草防除ガイド」（以下「防除ガイド」という。）、「北海道クリーン農業技術体系」（以下「クリーン農業技術体系」という。）を踏まえ、令和 5 年度中に「北海道指定有害動植物等総合防除計画」（以下「総合防除計画」という。）を策定するもの。

【基本指針（国）】

- ① 総合防除の推進の意義及び基本方向
- ② 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本事項
- ③ 指定有害動植物の駆除またはまん延防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本事項等を定めたもの

【防除ガイド（道）】

- 農薬に依存しない防除技術や、病虫害発生予察情報を参考とした効果的な防除技術、農薬の安全かつ適正な使用などを推進するため、作物別の病虫害・雑草の防除技術を体系的に取りまとめたもの。

【クリーン農業技術体系（北海道クリーン農業推進協議会）】

- 健全な土づくりを基本に、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の安定供給を進めるクリーン農業の取組拡大を図るため、作物別に係るクリーン農業技術を体系的に取りまとめたもの。

2 計画の位置付け

- 植物防疫法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づく都道府県計画

3 総合防除計画で定める事項（法第 22 条の 3 の 2 項）

- 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項
- 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容
- 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項
- 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項
- その他必要な事項

4 計画の概要

I 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項

1 趣旨

- 近年、気候変動を背景とした有害動植物のまん延リスクの増加や、化学農薬に依存した防除により有害動植物の薬剤耐性が発達し、農業生産の現場への影響が懸念されています。
- 国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、農薬使用量の削減等を目標とする「みどりの食料システム戦略」を策定しました。
- こうした状況に対応し、有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減していくため、
 - ① 有害動植物が発生しにくい生産条件を整備し、発生そのものの予防に重きを置き、
 - ② 気象や農作物の生育状況等を踏まえて有害動植物の発生を予測し、
 - ③ 発生状況に応じて必要な防除措置を講じる総合防除を広く普及・推進することが必要です。
- 道は、国が示す基本指針に則し、総合防除計画を定め、農業者団体等と一体となって総合防除の推進を図ります。
- 本計画の計画期間は5年間（令和6年度～令和10年度）とし、国が5年ごとに行う基本指針の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 病虫害防除の基本事項

① 予防	指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防措置の実施
② 判断	防除の要否及び防除実施時期の適切な判断
③ 防除	防除実施の各段階において、利用可能な選択肢の中から経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択

II 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

対象作物	51作物（水稲、畑作物、野菜、果樹、花き類、飼料作物など）
対象病虫害	486種類（指定有害動植物98種類、道が定める有害動植物388種類）
各作物に係る病虫害の防除方法	防除ガイド、クリーン農業技術体系を踏まえ、各作物に係る病虫害の種類ごとの総合防除の内容を示します。
具体的な総合防除の内容	病虫害発生予察情報を活用し、適時に次の事項を実施する。 ア 農作物の生育を健全にし、耐病性を高めるため、土壌改良、地力増進、適正な輪作を行う。 イ 病虫害に対する抵抗性の強い品種を選択して作付する。 ウ 北海道施肥標準及び土壌診断に基づき適正な施肥を行う。 エ 採光や通風等の栽培環境を良好にするため、過度の密植を避ける。 オ 病虫害の初期発生源となることを防ぐため、ほ場及びその周辺の清掃、作物残さの処理を行う。 カ 病虫害の薬剤耐性及び抵抗性の発達を防ぐため、農薬の使用に当たっては、同系薬剤の連用はなるべく避け、ローテーション防除を心がける。

Ⅲ 異常発生時防除の内容及び実施体制に関すること

(1) 異常発生時防除の内容

病虫害が異常な水準で発生した場合、異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項を総合防除計画に定めるもの。

(例：野菜類のアザミウマ類)

まん延の様式	指定有害動植物のうち有害動物	異常発生時防除の内容
自然飛翔分散性	(短距離飛翔性) ・野菜類のアザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。

(2) 実施体制

- 農林水産大臣から異常発生時防除の指示があったときは、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示します。
- 道は、市町村及び農業者団体等と緊密に連携し、異常発生時防除を的確に実施するよう農業者を指導します。

Ⅳ 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

関係機関・団体	指導等の実施内容
道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防除の必要性に関する農業者の理解の促進 ○ 病虫害発生予察情報の迅速な提供による適時かつ適切な防除指導 ○ 地域課題に対応した防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等の実施 ○ 防除指導者向け資料「防除ガイド」の作成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者への防除指導を通じた総合防除の実施への協力
試験研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病虫害防除に関する研究や実証
農業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題や指定有害動植物等の発生状況等の把握 ○ 病虫害発生予察情報の迅速な提供による適時かつ適切な防除指導 ○ 総合防除の必要性に関する農業者の理解の促進 ○ 地域課題に対応した防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等への連携
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の科学的知見、防除技術、国や道の施策に関する情報の収集・提供 ○ 地域に合った防除体系の実証等の実施 ○ 農薬や防除資材等の安定供給、関連する技術情報の積極的な提供
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道や農業者団体等による防除指導を活用した総合防除の実施 ○ 総合防除に関する理解の醸成、自らの取組状況の検証

5 今後の予定

時 期	取 組 内 容
令和5年1月～4月	<ul style="list-style-type: none">・北海道指定有害動植物等総合防除計画策定検討委員会の設定（構成：道総研、病害虫防除所、食品政策課、技術普及課）・総合防除計画（骨子案）の内容の検討
4月～5月	<ul style="list-style-type: none">・関係機関・団体への意見聴取
5月～7月	<ul style="list-style-type: none">・総合防除計画（素案）の作成
8月28日	<ul style="list-style-type: none">・北海道農業・農村振興審議会への報告
9月5日	<ul style="list-style-type: none">・農政委員会への報告
10月～11月	<ul style="list-style-type: none">・道民意見聴取（パブリックコメント）の実施
12月～令和6年1月	<ul style="list-style-type: none">・総合防除計画（案）の作成
2月	<ul style="list-style-type: none">・北海道農業・農村審議会への報告・農政委員会への報告
3月	<ul style="list-style-type: none">・総合防除計画の公表